
入 札 公 告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和8年5月28日

大豊町長 下村賢彦

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

庁用車 1台

(2) 購入物品の付属品及び装備品等

庁用車購入事業(建設班)仕様書による。

(3) 購入物品の納入期限

令和8年7月15日

(4) 購入物品の納入場所

大豊町役場(高知県長岡郡大豊津家1626番地)

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(庁用車購入事業(建設班)仕様書(消費税を含む)の合計金額をもって落札価格とする。)また、各種登録代行料、自賠責保険料、自動車重量税及びリサイクル料の他、消費税を含めた金額を記入すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、高知県知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。

ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく特定債務等の調

- 整に係る調停の申立てを行った者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- (3) 大豊町内の自動車販売業者、もしくは高知県における「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日まで」の期間内に受けていないこと又は同規定第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) (1) から(5)までに掲げるもののほか、一般競争入札心得に示した入札参加資格を満たす者であること。

3 入札手続き等

- (1) 郵便番号789-0392
高知県長岡郡大豊町津家1626
入札担当課 大豊町総務課
業務担当課 大豊町総務課
電話番号：0887-72-0450
- (2) 庁用車購入事業（建設班）仕様書の交付方法
- ア 手渡しによる交付の場合
令和8年5月28日（木）から6月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。
- イ ダウンロードによる交付の場合
令和8年5月28日（木）午前9時から6月5日（金）午後5時までの間に大豊町ホームページ（<https://www.town.otoyo.kochi.jp>）で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
令和8年6月15日（月）午前10時
- イ 場所
大豊町役場 第1会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除とする。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、庁用車購入事業（建設班）仕様書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類、様式1（一般競争入札参加資格確認申請書）を令和8年6月5日（金）午後5時までに3（1）入札担当課に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、大豊町長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

大豊町財務規則第75条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、規則第78条の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は規則第79条に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の可否

要

庁用車購入事業(建設班) 仕様書

単位:円

区分	品名	数量	金額 (消費税含む)	備考
車両本体	<ul style="list-style-type: none"> ◆軽自動車・貨物(自家用・4人乗り・新車) ◆ガソリン車・4WD・AT・5ドア ◆色:シルバーメタリック系 ◆電動パワーステアリング・集中ドアロック・エアコン ◆全長3390mm以上、全幅1470mm以上、全高1890mm以上 ◆総排気量:0.65L以上 	1 台		
小 計①				
付属品	サイドバイザー	1 台分		
	三角停止表示板	1 台分		
	フロアマット	1 台分		
	マットガード	1 台分		
	「大豊町」ロゴマーク(左右後部ボディ)	1 台分		
小 計②				
販売諸費用	検査・登録手続き代行費用	1 式		
	リサイクル料金	1 式		
	取り付け工賃	1 式		
小 計③				
税金・保険	各種税金、自賠責保険料(36ヶ月)	1 式		
小 計④				
下取り	下取り車両査定金額	1 式		
小 計⑤				
合 計(①+②+③+④-⑤)				
<p>下取車</p> <p>スズキ エブリイ(高知480け130) 型式:EBD-DA64V 走行距離:88,000km(令和8年3月31日時点) 初年度登録:平成26年4月 車検有効期限:令和8年4月29日満了</p> <p>注意事項:下取車を名義変更、転売するときは、車両に記載のマーク(大豊町)等を塗りつぶし又は削除すること。</p>				

納車期限:令和8年7月15日

ただし、やむを得ない事情により納車が困難な場合は納車期限延長の協議を行う。

※付属品は純正品に限る。

様式 1

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

大豊町長 下村 賢彦 様

申請者の住所

商号及び代表者氏名

印

申請書作成担当者氏名

(電話番号)

(FAX 番号)

(E-mail)

下記の入札に参加したいので、申請します。

なお、入札公告及び町が入札に関して定める規定を順守するとともに、この申請書のすべての記載事項については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

入札の名称 : 庁用車購入事業 (建設班) (令和8年5月28日入札公告)

一般競争入札心得

大豊町総務課

(目的)

第1条 大豊町庁用車購入事業の一般競争入札（次条において「一般競争入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、大豊町財務規則（平成14年大豊町規則第11号）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 一般競争入札に参加することができる者は、当該物品の借入の入札参加資格者として確認された者とする。また、別表に掲げるいずれにも該当しない者とする。

(入札保証金)

第3条 免除する。

(入札の基本的事項)

第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書その他あらかじめ示した契約条件等を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

- 2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
- 3 代理人による入札のときは、別記第1号様式による委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、別記第2号様式による入札書を投かんすることはできない。
- 4 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。
- 5 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。

(入札の方法等)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の合計金額（各種登録代行料、自賠責保険料、自動車重量税及びリサイクル料の他、消費税を含めた金額）を入札書に記載して入札しなければならない。

- 2 入札書の金額は、1円未満の端数を付けることができない。1円未満の端数を付けたも

のがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。

- 3 入札書の記載事項のうち、金額は訂正することができない。
- 4 金額以外の入札書の記載事項を訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
- 5 入札者は、一旦投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
- 6 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。
- 7 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 8 次に掲げる場合には、入札は行わない。
 - (1) 当該入札における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき。
 - (2) 入札参加者が1者もいなくなったとき。

(公正な入札の確保)

第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取り止め等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取り止め、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者にその旨を伝えるものとする。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(入札の辞退)

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であっても、別記第3号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（令和8年6月12日（金）午後5時までに到達したものに限り。）する。
 - (2) 入札執行中であっても、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札書)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札書及び不鮮明な入札書
- (4) 入札公告及びに入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (5) その他入札の諸条件に違反した入札書

(失格の入札)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- (4) 所定の入札箱に投かんしない入札
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、価格又はその他の点に関して公正な競争を不法に阻害したと認められる者の入札

(開札)

第11条 開札は、入札者を立ち合わせて行う。ただし、入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(落札者の決定方法)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(落札宣言)

第13条 落札となる入札があったときは、契約対象件名、入札書記載金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

(同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法)

第14条 落札となるべき同額の入札をした者が、2者以上あるときは、入札執行者の指示する時点においてくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

(再度入札等)

第15条 開札の結果落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

- 2 再度入札は、2回(初度入札を含め3回)まで行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。
 - (1) 入札を辞退した者
 - (2) 入札辞退として取り扱われた者
 - (3) 入札の結果失格となった者
- 4 再度入札によっても落札となるべき入札がないときは、在席する入札者と随意契約の折衝を行うことがある。

(契約保証金)

第16条 免除する。

(契約書の提出)

第17条 落札者は、落札後において交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第18条 入札者は、入札後この心得、仕様書その他あらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第19条 入札結果は、入札記録にとりまとめて公表する。

別表（第2条関係）

- 1 暴力団等（大豊町暴力団排除条例（平成23年大豊町条例第8号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴排条例第2条第2項に規定する暴力団等の内、暴力団員又は暴力団準構成員をいう。）であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記第1号様式（第4条第3項関係）

令和 年 月 日

大豊町長 下 村 賢 彦 様

住所

氏名

印

委 任 状

下記の者を代理人と定め令和8年6月15日執行する、庁用車
購入事業（建設班）の入札及び見積に関する一切の権限を委任する。

記

代理人 住所

氏名

印

別記第2号様式（第4条第3項関係）

令和 年 月 日

大豊町長 下村賢彦様

住所
氏名 印
代理人

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

(単位 ; 円)

金 額												
事業名	庁用車購入事業（建設班）											

- 備考
- 1 法人の場合にあつては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。
 - 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。
 - 3 入札金額の数字の頭に¥を冠すること。
 - 4 入札金額には、消費税等各種税金を含んだ金額を記載すること。

別記第3号様式（第8条第2項関係）

入札辞退届

件名 庁用車購入事業（建設班）

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

大豊町長 下村賢彦 様

住所

氏名

印

備考 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。

なお、代理人が入札辞退届を提出する場合にあっては、委任状を添付すること。